

協議第10号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。

新市における組織機構の調整方針

本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備する。

- 1 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 合併直後に混乱のない行政運営ができる組織・機構

平成15年11月5日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い
調整の内容	<p>事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。</p> <p>新市における組織機構の調整方針 本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 住民の声を適正に反映できる組織・機構2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構4 簡素で効率的な組織・機構5 合併直後に混乱のない行政運営ができる組織・機構

【提案理由】

現有庁舎の有効活用を図りつつ、住民の利便に最大限配慮し、より簡素で効率的な組織・機構を整備するためである。

【法令・取扱通知等】

地方自治法

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。（昭和 22.5.29 各都道府県知事あて地方局長通達）

第 155 条第 1 項に規定する支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃止せずして支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものである。（昭和 23.11.20 岡山県知事あて自治課長回答）

【先進事例】

新 設 合 併	<p>宗像市（15.4.1） 宗像市 81,588 人 玄海町 9,559 人</p>	<p>新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。</p> <p>新市における組織・機構の整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構 2 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 <p>（調整の具体的内容） 合併時における組織は、本庁、支所及び赤間出張所とし、合併までにその機能を調整する。 合併後2年以内に出張所等を設置した上で、支所を廃止する。</p>
	<p>千曲市（15.9.1） 更埴市 39,402 人 戸倉町 18,326 人 上山田町 6,821 人</p>	<p>新市発足後は、当面次の2段階の措置をとり組織・機構を整備する。</p> <p>合併時における組織は、1市2町の現行組織を基礎として統合が可能な組織及び事務を除き現在の組織を存続させる。</p> <p>平成16年4月からは、別紙のとおり、議会事務局のほか、市長部局の部、教育委員会部局、その他行政委員会の新体制として再編整備する。</p> <p>（別紙） 略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸倉庁舎に支所的機能のほか健康福祉部、教育委員会を配置。 ・ 上山田庁舎に支所的機能のほか経済部、農業委員会を配置。

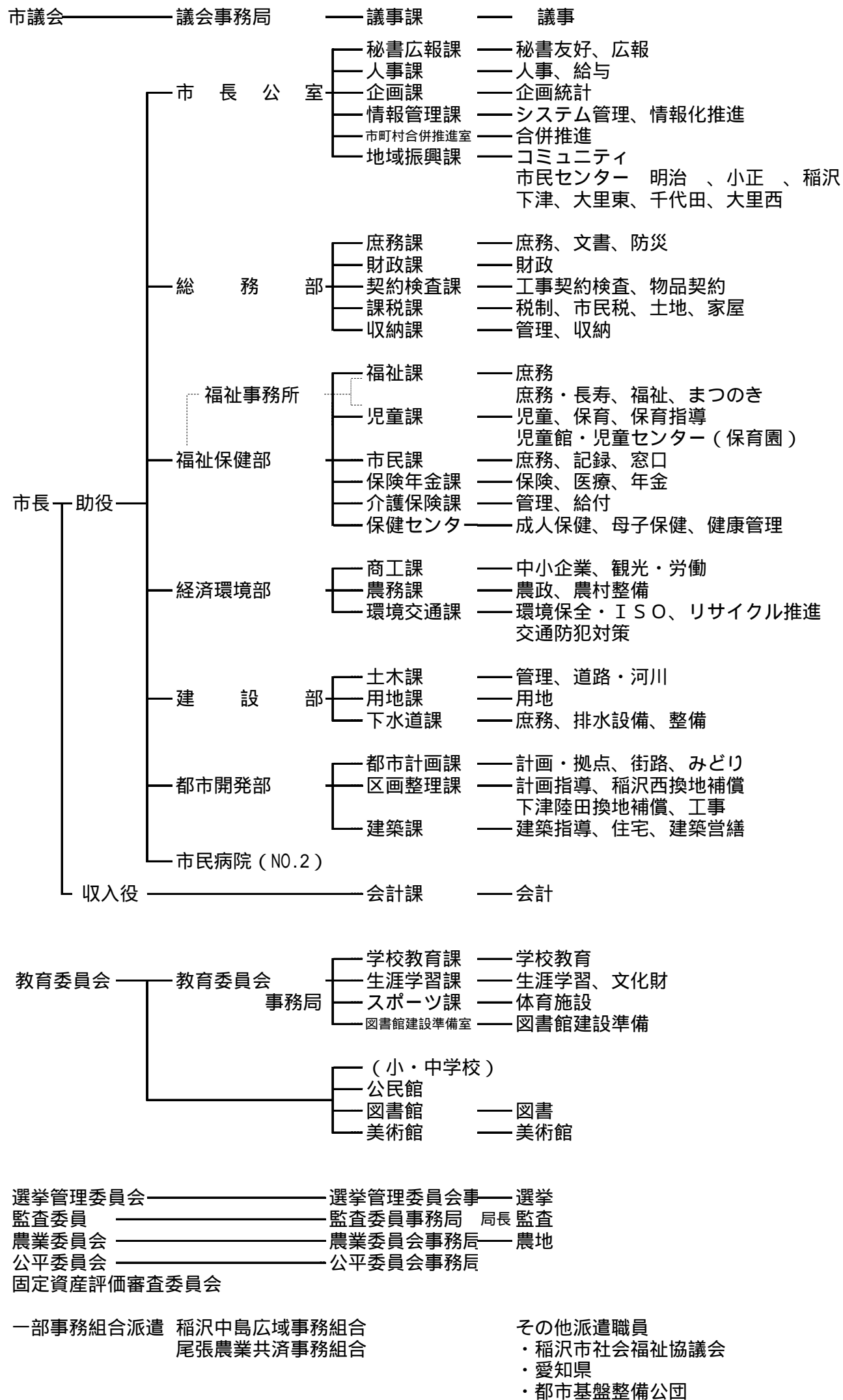
編入合併	呉市（15.4.1） 呉市 203,159 人 下蒲刈町 2,223 人	下蒲刈町役場は、支所とする。 ただし、支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 下蒲刈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関のあり方については、必要により下蒲刈町と協議するものとする。
	野田市（15.6.6） 野田市 119,922 人 関宿町 31,275 人	野田市の現在の組織・機構を基本とし、所要の職員の配置（人員の拡充等）を行います。市長部局、行政委員会を合わせた両市町の職員数の合計（平成 13 年 4 月 1 日現在で 1,358 人）から、職員一人当たり市民数において、人口規模が同水準である流山市並みの効率性を目指します（平成 15 年度に合併したと仮定して平成 20 年度に約 180 人の削減達成。なお、これは技能労務職の退職不補充分を含む数字であるが、これを除き、新規行政需要に伴う実質増員分を含めた削減数としては、その 1 年後に達成可能）。 【本庁】 野田市役所を本庁とし、担当課ごとに窓口を設置します。 【支所及び出張所】 関宿支所（現関宿庁舎）及び南、北、中央（以上野田地区）の 1 支所 3 出張所体制とし、既存の出張所業務に加え、税関係証明書の発行や福祉関係の相談等の窓口を新たに設けます（関宿支所では更に環境関係業務も）。 【その他の窓口体制】 住民の利便性向上のため、新たに郵便局での住民票等交付業務を行います（5 局）。関宿地区のコミュニティセンターは、公民館と位置付けられますが、住民サービスを低下させないために、引き続き窓口業務を継続します。
	新発田市（15.7.7） 新発田市 80,734 人 豊浦町 9,870 人	豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。
	田原市（15.8.20） 田原町 36,981 人 赤羽根町 9,151 人	1 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 2 現在の赤羽根町役場については、支所として存続させるものとする。 なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。 新市における事務組織・機構の整備方針 1 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 2 住民の声を適正に反映できる組織・機構 3 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 4 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 5 簡素で効率的な組織・機構

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域 事務組合	調整方針
行政機構組織	<p>議会事務局 1局1課 市長部局 6部24課1室1センター</p> <p>教育委員会 1部3課1室2館 監査委員会 1局 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会 (兼務) 農業委員会 公平委員会(兼務) 市民病院 事務局 1局2課</p> <p>組織図別添</p>	<p>議会事務局 1局 町長部局 3部1局10課 収入役室 1課 教育委員会 3課 監査委員事務局 1局 選挙管理委員会(兼務) 固定資産評価審査委員会 (兼務) 農業委員会(兼務)</p> <p>組織図別添</p>	<p>議会事務局 1局 町長部局 3部9課 収入役部局 1係 教育委員会 2課1センター 監査委員会(兼務)</p> <p>選挙管理委員会(兼務) 固定資産評価審査委員会 (兼務) 農業委員会(兼務)</p> <p>組織図別添</p>	<p>広域事務局 水道事務所 消防本部 環境事務所</p>	<p>当面、新市の組織は、本庁、支所及び市民センターとし、電子通信網をフルに活用した簡素で効率的な組織とする。</p> <p>現有庁舎を有効活用することにより、合併時の組織再編に伴う経費を最小限にとどめる。</p> <p>合併後、新市においては、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p>

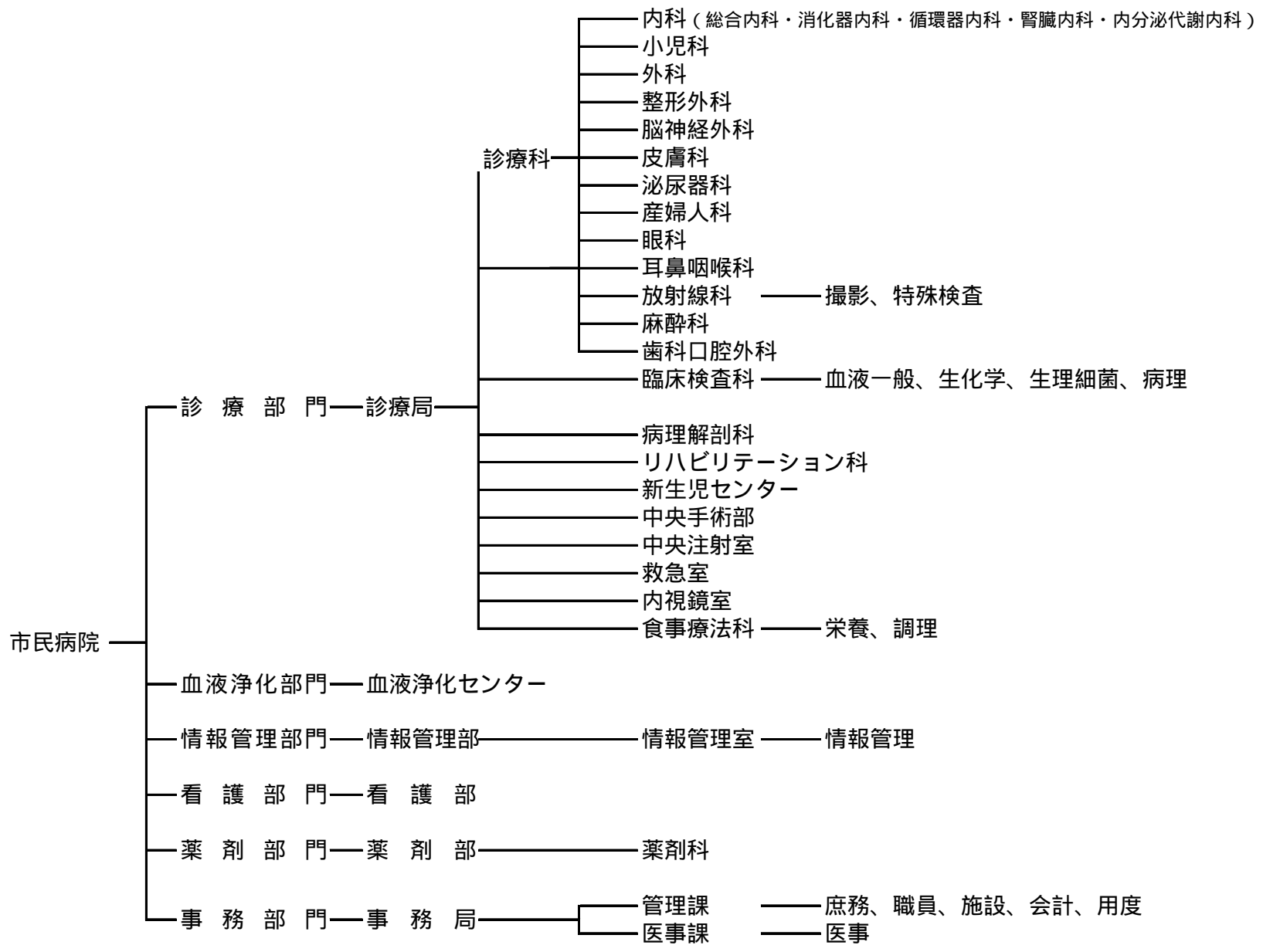
稲 沢 市 行 政 機 構 図

(平成15年4月1日現在)



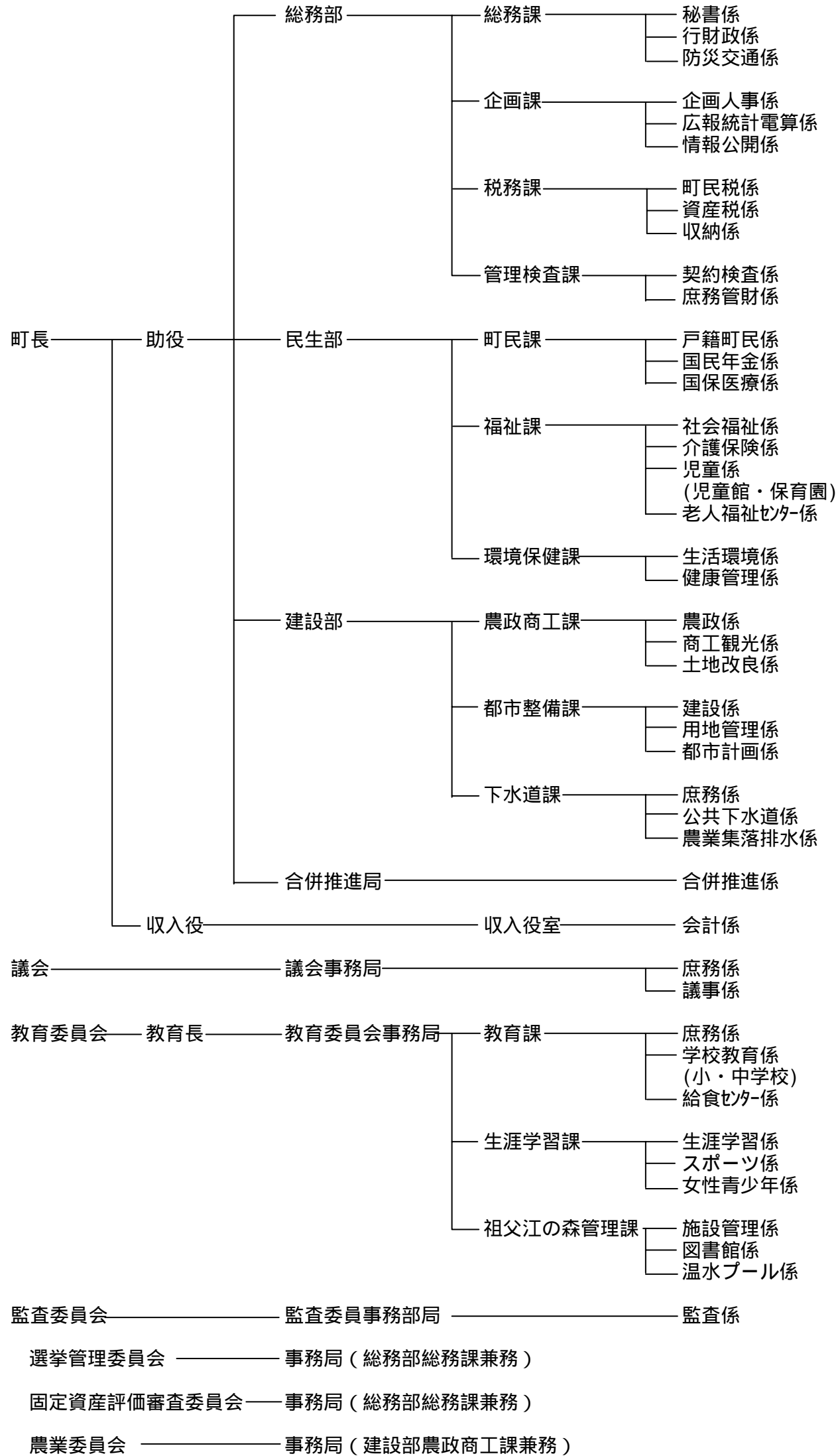
稲沢市民病院組織機構図

(平成15年4月1日現在)



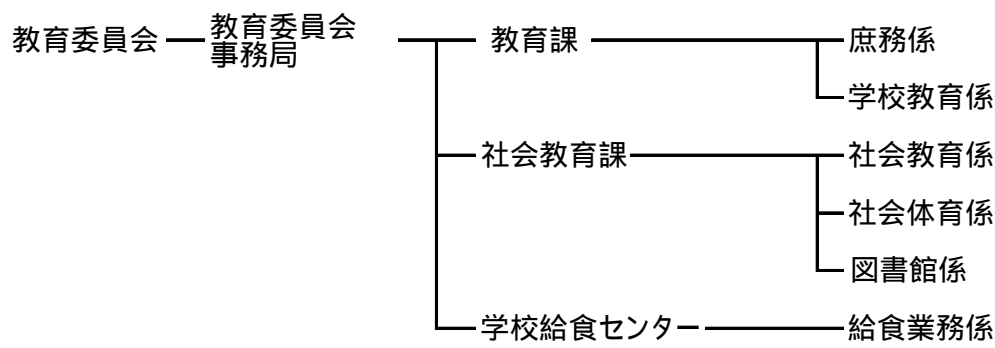
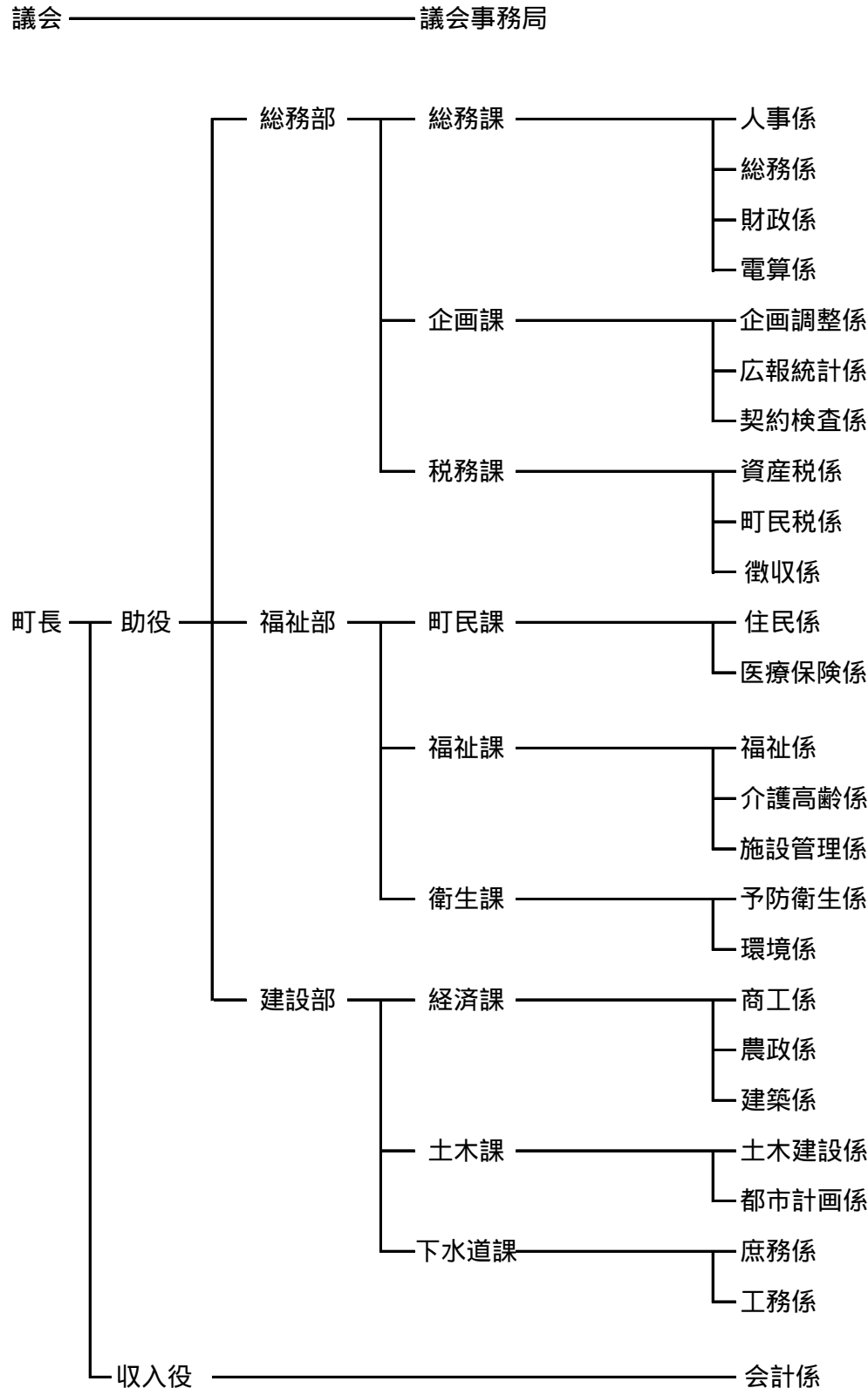
祖父江町行政機構図

(平成15年10月1日現在)



平和町行政機構図

(平成15年4月1日現在)



選挙管理委員会

監査委員会 ————— 監査委員事務局

農業委員会 ————— 農業委員会事務局

固定資産評価審査委員会

一部事務組合 ————— 稲沢中島広域事務組合
 ————— 尾張西部農業共済組合

出向 合併協議会
 社会福祉協議会